

**検査結果表**  
(第1第1項第6号に規定する昇降機) (小荷物専用)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正 既存 不適格	
<b>1 機械室</b>					
(1)	機械室への経路及び点検口の戸		—	—	
(2)	点検用コンセント		—	—	機械室に必ず近くから確保出来ればよい
(3)	開閉器及び遮断器		—	—	
(4)	制御器 電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準( ) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準( ) ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準( ) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準( )	フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。	適・否・確認不可	最終交換日 年月日	その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。
		接触器、継電器及び運転制御用基板	適・否・確認不可	最終交換日 年月日	
(5)	ヒューズ		—	—	該当する項目を○で囲む。
(6)	絶縁 電動機の回路(300V以下・300V超) MΩ 制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 制御器等の回路の150V以下の回路 MΩ		—	—	
			—	—	
			—	—	
			—	—	
(7)	接地		—	—	
(8)	減速歯車		—	—	
(9)	綱車又は巻胴 綱車と主索のかかり イ.製造者が指定する要是正となる基準値基準値( mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値( mm) ハ.綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況 100mm以下	該当しない方を抹消する。又は該当する方を○で囲む。	mm	適・否	該当しない項目は抹消線を引く。
			mm	適・否	「ハ」を選んだ場合は、必ず実測値を記入する。
(10)	巻上機 しゅう動面への油の付着の状況 適・否		—	—	
(11)	ブレーキ パッドの厚さ イ.製造者が指定する要重点点検となる基準値( mm) 要是正となる基準値( mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する要重点点検となる基準値( mm) 要是正となる基準値( mm) 制動力	イ、ロ、ハ、又はイ、ロ、のいずれかを選択し、該当するものを○で囲む。	右 mm 左 mm	適・否	* 〇を選択時 前回測定値を記入する場合 前回測定値 右 mm 左 mm
				適・否	
(12)	そらせ車		—	—	
(13)	電動機		—	—	
(14)	主索の緩み検出装置 主に巻胴式の場合		—	—	実測値は定格速度の125%以下であること。
(15)	主索の巻過ぎ検出装置 巻胴式の場合		—	—	
(16)	速度定格速度( m/min) → 報告書二面と同じである		上昇 m/min 下降 m/min	—	

番号	検査項目	昇降機番号		検査結果		担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
<b>2 かが室</b>						
(1)	かが室の壁又は囲い、天井及び床		—		—	
(2)	積載量の標識		—		—	
(3)	搭乗禁止の標識		—		—	
(4)	かごの戸 ← 荷くずれ防止用の棒は対象外		—		—	
<b>3 最上階出し入れ口</b>						
(1)	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径( mm) 未摩耗直径( mm)		%			
	素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準(1-I) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数 本				
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号(番号を記入) 直径( mm) 未摩耗直径( mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準( )	1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数 本				
	主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号( ) 要是正の主索の番号( )					
(2)	主索の張り		—		—	
(3)	主索の取付部		—		—	
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(5)	かごのガイドシュー等		—		—	
(6)	かご吊り車 付いていれば5(5) 釣合おもりの吊り車もあり		—		—	
<b>4 各階出し入れ口</b>						
(1)	昇降路における壁又は囲い		—		—	H24.06.07
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—		—	
(3)	操作ボタン及び信号装置		—		—	
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—		—	
(5)	ドアスイッチ		—		—	
(6)	ドアロック フロアタイプに限る		—		—	H12.06.01
(7)	戸開放防止警報装置		—		—	
(8)	二方向同時開放警告装置 同一階に2方向扉がある場合		—		—	
(9)	積載量の標識		—		—	
(10)	搭乗禁止の標識		—		—	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
<b>5 最下階出し入れ口</b>						
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ		—		—	
(2)	ピット床		—		—	
(3)	釣合おもり底部すき間		—		—	
(4)	釣合おもりの各部		—		—	
(5)	釣合おもりの吊り車		—		—	
(6)	移動ケーブル及び取付部 かがの戸がない場合でもかご内照明灯等のケーブルがあれば対象		—		—	
(7)	かご非常止め装置		—		—	
(8)	釣合おもり非常止め装置		—		—	
<b>6 上記以外の検査項目</b>						
1(11)	ブランジャーストローク ※業務基準書P527参照	製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( mm) 要是正となる基準値 ( mm)	mm	○		
<b>特記事項</b>						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
1(11)	巻上機(ブレーキ)	ブランジャーストローク ※業務基準書P527参照	製造者が指定する 要重点点検となる基準値: ●●mm 要是正となる基準値: ●●mm 測定値: ▲▲mm	検査結果: 指摘なし		